

首位行による共同出資行の機関化と 下位行封じ込め

——大正期貯蓄銀行合同設立を巡る岩手県銀行界の紛糾——

小 川 功

はじめに

戦前期に破綻した銀行の多くは、いわゆる「機関銀行」であって、人的関係の濃密な特定企業群への情実融資を抱えていたが、同時に共通役員を有する同系金融機関との間でも相互に特定企業群への投融資等を補完・分担しあう場合¹⁾が少なくなかったと考えられる。筆者が本誌前稿²⁾でまず「機関新聞」間の対立抗争面から検討を開始した昭和6年末に発生した盛岡の金融破綻事件でも、岩手県最大の盛岡銀行（以下盛銀と略）は典型的な機関銀行であって、「盛銀の重要な機関新聞たる」³⁾岩手日報（以下日報と略）社など「最も密接特殊の関係ある銀行会社に対し放漫なる資金の融通を為し」⁴⁾たが、同時に密接特殊の関係ある数多くの同系金融機関を傘下に擁して、相互に深い取引関係を内在させていた。

このうち萬昌一郎社長自身が昭和9年の盛銀事件の公判で裁判長から盛銀との関係を聞かれ、「金田一<国土盛銀頭取>の主張で信託をたてましたが…創立の始め色々盛銀から援助を受けました。このやうな事情で創立当時から盛銀と密接な関係がありました」（S9.10.17日報）と証言する盛岡信託に関しては既に麻島昭一氏による詳細な先行研究⁵⁾があり、「発起人になり大株主・役員に

1) たとえば東京渡辺銀行の支配下におかれた時期の旭日生命など（拙稿「金融恐慌と生保破綻—末期の旭日生命を中心として—」『文研論集』第120号、平成9年9月参照）

2) 拙稿「機関銀行と機関新聞—近江商人進出地・盛岡の金融破綻—」『彦根論叢』第326号、平成12年8月

3) 4) 盛銀事件第一審報告（昭和9年10月19日日報所収）第5章

5) 6) 麻島昭一「岩手県信託業の挫折—盛岡信託を中心として—」『信託』第123号、ノ

名を連ねた対抗勢力は、同社を…利用する思惑は外れ…他勢力が入りこむ余地がなくなった」として「大蔵当局は、信託会社が特定勢力の機関化することを強く警戒していたが、盛岡信託こそは恐れていた最悪のケース⁶⁾」であったと結論付けている。

ほぼ同様な関係は県内各行の共同出資により、大正10年11月21日資本金100万円で新設された盛岡貯蓄銀行（以下盛貯と略）と盛銀との間にも見られ、盛貯の取締役でもあった萬は「盛銀が<盛貯の>代理店契約をしてゐる関係から、<盛銀>支店を通じ定期積金を募集してゐましたが、盛銀と貯蓄は特殊の関係がありました」（S9.10.17日報）と証言し、同行頭取であった小野崎篤造も両行間の特別の関係に基づき盛銀代理店で積金の8割前後を募集した旨証言している。（S9.10.1日報）

本稿では「紛糾を極め大蔵省あたりの問題とまでなりし大問題」（T11.2.18岩毎）とまで報じられた盛貯設立当初の銀行間の深刻な内紛を取り上げ、盛銀・盛貯間の特殊関係がどのように形成されたのか、何故に盛銀による盛貯の機関化の進行を阻止できず、盛銀の対抗勢力が封じ込められ収奪されたのかを順を追って明らかにしていくこととしたい。なお本稿では紙面の関係上、頻出する基本史料、新聞等は個々に脚注を施さず、略号を使用して本文内に示し、頻出する関係企業名も略称⁸⁾を使用した。また前稿と同様に種々ご教示を賜った山田勲氏、公一氏をはじめ、県文書の閲覧でお世話になった岩手県総務学事課和田主事殿、盛岡市郷土資料展示室小西氏、岩手県立図書館、南昌荘等、岩手県下の関係各位、ならびに筆者に当該事件への関心を喚起させる契機をお与え頂

6) 昭和55年8月（信託協会『信託研究奨励金論集』第8号、平成2年2月、p183～220所収）

7) 招集…大正10年6月24日の各行代表者招集時のメモ（岩手県永年保存文書「勸業課銀行会社」大正11年、整理番号101所収）、要項…大正10年6月21日付制定「貯蓄銀行合同設立要項」（同上）、陳情…大正11年1月30日付知事宛岩手、九十、三陸各行頭取陳情書（同上）、集会始末…大正11年2月8日「集会始末」（同上）、会合…大正11年2月14日「第二回会合始末」（同上）、県…岩手県永年保存文書、月報…『日本銀行調査月報』（『日本金融史資料 明治大正編』第21巻所収）、覚書…新岩手日報編『昭和县政覚書』上巻、昭和24年、殖産…『岩手殖産銀行二十五年史』昭和59年、現・岩手銀行

8) 盛貯…盛岡貯蓄銀行、盛銀…盛岡銀行、旧岩銀…旧岩手銀行、九十…九十銀行、岩毎…岩手毎日新聞、日報…岩手日報

いた麻島昭一氏に厚く御礼申し上げたい。なお本稿に登場する旧岩手銀行（旧岩銀と略）は現存の同名銀行とは全く別の存在である。

I 盛岡貯蓄銀行設立の経緯

大正11年1月時点の岩手県下の各貯蓄銀行兼営銀行の資本金は盛銀（明治29年4月10日設立）700万円、旧岩銀（明治40年7月7日設立）300万円、第九十銀行（九十と略。明治11年10月設立）250万円、水沢貯蓄銀行⁹⁾（明治32年12月26日設立、三陸銀行と改称）200万円、黒沢尻銀行（大正元年8月10日設立）50万円（月報T11.6p501）と、盛銀が際立って規模が大きかった。政府は10年2月下旬「貯蓄銀行ノ取締ヲ一層厳ニスルノ必要ヲ認メ」（月報T10.2p180）貯蓄銀行法改正案を議会に提出したが、その骨子は貯蓄銀行の最低資本金を現行3万円から一挙に50万円に引上げ、普通銀行業務と貯蓄銀行業務との兼営を禁ずるもので、既存の貯銀にとっては「過酷ニ失セズヤトノ批難」（同上）もあったが、供託証券について一部修正を加え10年3月議会を通過した。

これに伴い岩手県でも「本県に於て許可を得るは当然我が行のみ」（T11.2.16 岩毎）と自負する最大手の盛銀をはじめ、九十、旧岩銀、水沢貯蓄は「何れも貯蓄銀行を設立せんと其の筋に設立を願ひ出」（T11.2.16 岩毎）た。しかし大蔵省は一県一行を許可の方針で、「競願を試みる各行を諭告し妥協せしむべし」（T11.2.16 岩毎）との訓示を各知事に発したので、柿沼岩手県知事も「盛岡、岩手、九十、水沢貯蓄四銀行の重役を県庁に招致し、此際四銀行合同して新たに貯蓄銀行を設立せば銀行それ自身の利益のみならず、地方財界の利益ともなるべしと勧誘」（T10.4.30岩毎）した。二番手以下の「岩手、九十、水沢貯蓄は知事の勧誘に随ひ共同して可なりとの意見なるに反し、単り盛岡は合同を肯ぜざるのみか、同行のみ設立の許可を得ん」（T10.4.30岩毎）と単独設立に固執、合同を望む「知事の諭告に対し兎や角苦情を言ひ多少の紆余曲折」

9) 水沢貯蓄銀行（本店胆沢郡水沢町）は大正9年6月150万円増資し資本金200万円（月報T10.3p214）となり、新貯蓄銀行法に伴い大正10年11月16日付で普通銀行への変更が認可され、12月1日より三陸銀行と改称、「県下銀行団ニテ創設シタル新貯蓄銀行ニ貯蓄部ヲ譲渡手配中」であった。（月報T10.12p415）

(T11.2.16 岩毎)があった。しかし粘り強い知事の勸奨¹⁰⁾が実って、結局各行ともようやく妥協し、「政府ノ趣旨ヲ体シ、将来ノ競争ヲ避ケテ堅実ニ発達ヲ遂ゲ以テ、預金者ヲシテ安心シテ貯蓄セシメント数次協議ヲ重ねタル結果、県下ノ貯蓄銀行兼営者即チ盛岡銀行、岩手銀行、第九十銀行及水沢貯蓄銀行ハ一度合同シテ本県唯一ノ貯蓄銀行ヲ設立スルヲ最モ有利ナリトシ、過般之レガ合同要項ハ一切柿沼知事及大森内務部長ニ一任」(要項)することとなった。

II 盛岡貯蓄銀行設立

各行から株式割当、役員選任等を一任された知事が基本数値である「責任ヲ以テ引キ継グベキ貯金額」の報告を各行に求めたところ、10年6月10日金田一は各行代表者に会合を呼び掛け、「各行競争して貯金額を報告する如きありては不体裁なれば、此の際各行妥協の上、前期の考課状に記する貯金額の三分の一を責任を以て引き継ぐべし」(T11.2.16 岩毎)と提案して各行とも同意した。後に提出される岩手、九十、三陸三行頭取による11年1月30日付「陳情書」には「合同設立ニ関スル一切ハ挙ゲテ知事閣下ヲ煩スノ最モ公正ナルヲ信ジ、敢テ閣下ノ扱ハルル処ニ服従スベキコトヲ誓タル結果ソノ六月十日合同覚書ニ署名シテ各自ノ貯金引継責任額ヲ定メタリ」(陳情)と記している。また6月14日の各行代表者招集時のメモによれば知事が「曩ニ御一任相成申出タル貯蓄銀行同一案ニ就キテハ内務部長ト慎重審議ヲ懲ラシタル結果、別紙ノ如キモノヲ提示スルヲ得タルヲ以テ、之レ依リ御不満ノ点モアルベケレドモ、統一銀行ノ設立トナルコトヲ得バ幸ナリ」(招集)と「合同設立要項」(以下要項)の原案を提示すると、「金田一国士、葛西重雄、山辺英太郎、尾形亀寿の四氏提案ノ

10) この時期、同時に隣の青森県でも「県下ニ於ケル貯蓄銀行設立ノ件ハ県当局等ノ勸奨ニ因リ、最近協議順調ニ進捗シ、五六銀行ヲ除キ県下銀行一団トナリテ青森市ニ資本金五十万円ノ貯蓄銀行ヲ設立スルコトナリ、株式割当モ過日ノ協議会ニ於テ既ニ決定」(月報T10.9p341)、10年12月15日青森貯蓄銀行の設立が認可され、県下61カ所に代理店を設けて開業することとなった。(月報T10.12p409)ただし盛銀によれば「本日ノ青森市発行ノ東奥日報ニ依ルモ青森貯蓄銀行ニ於テ最初同盟銀行ノ所有セル二百万円ノ貯蓄預金ハ僅カ八万円マデ減少シ、又秋田県ニ於ケル貯蓄銀行モ亦現在二十五六万円ナリトノ事実ヲ報ジ居レリ」(11年2月2日県内務部宛盛銀回答、県「勸業課 銀行会社」大正11年、整理番号 101所収)と岩手と同様な問題があったことを仄めかしている。

手数ヲ執ラレタルコトヲ感謝シ、一同諒承ス」(招集)となっている。この席で知事は新貯銀に対して「黒沢尻銀行¹¹⁾ヨリ加入申入アリタルニ付、諸君ノ賛同ヲ得レバ幾何カノ株其他ノ配分ヲ如何ニスベキヤ」(招集)と諮ったところ、一同は「黒沢尻銀行ガ入り、之ヲ認ムベク、株ハ各行按分ニテ二百五十株ヲ配当シ、頭取一人ヲ發起人ニ加フルコトトシタシ」(招集)と同行加入を承認した。

この際慎重な知事は「後日ノ証トシテ各行代表者ニ於テ該案ニ署名捺印セラレ度」(招集)と念を押したのに対して、金田一は盛銀は大銀行だから「後日何等支障ヲ生ズルコトナキハ確カナルヲ以テ其ノ必要ナカルベシ」(招集)と自信たっぷりにならざるを得ず、「一同之ニ和ス」(招集)こととなった。それでも心配な知事は重ねて「然ラバ確カニ間違ナキ様スベシ」(招集)と駄目押しをすることを忘れなかった。現実には後述の通り知事の心配が的中した。内務部長は「此事ニ関シテハ各社ヨリ新聞ニ発表スベシ」(招集)として、表面上は各行の自主的な話合いの結果であるように取り繕った。黒沢尻銀行の加盟による修正を加え6月21日付で制定された「合同設立要項」は次の通り。「今般株式会社盛岡銀行、同岩手銀行、同第九十銀行及同水沢貯蓄銀行ハ大正十年四月十三日法律第七十四号貯蓄銀行法ニ基キ貯蓄銀行合同設立ニ付、其ノ要項ヲ定ムルコト左ノ如シ。

貯蓄銀行合同設立要項 一、目的貯蓄銀行業。二、商号株式会社盛岡貯蓄銀行。三、位置盛岡市 但各銀行ト関係ナキ場所選定ノコト。四、資本ノ総額一百万円。五、株数及一株ノ金額二万株、一株金五十円(中略)」(要項)

「盛岡貯蓄銀行創立の時は各銀行は現在所有する普通貯金より責任額を定め左の通り普通貯蓄の振替を為すべしと。盛岡銀行金六十七万三千元(大正九年十二月現在の三分の一、百一万七千元)。岩手銀行金十一万二千元(三十三万五千元)。九十銀行金八万六千元(二十五万七千元)。水沢貯蓄銀行金六万一千円(十八万千元)。黒沢尻銀行金五千元」(T10.10.7日報)

11) 黒沢尻銀行(資本金50万円)は大正元年8月10日設立、本店和賀郡黒沢尻町、大正9年10月普銀から貯蓄銀行への変更が許可された。(月報T10.5p255)

「株式配当に関しては予て知事の決定案に基づき左記標準に依り総株式を割当べしと。株式割当標準 盛岡銀行一〇、六二五。岩手銀行三、五八六。第九十銀行二、九八〇。水沢貯蓄銀行二、五五九。黒沢尻銀行二五〇。計二〇、〇〇〇」(T10.10.7日報)

要項には「引受高配分ニ関シテハ専ラ各行普通預金高、現在株式払込済資本高及各行独立存在ノ関係等ノ事実ヲ参案スルヲ適当ト認メ、相当酌量ノ上標準ヲ定メ之ヲ決定セリ」(要項)とあり、内務部長も「割当標準ノ事ハ各行ノ預金高ニ尤モ重キヲ置キ、左ノ率トセリ。一、預金高ハ二百分ノ百。二、払込資本高ハ二百分ノ五十。三、其他ハ二百分ノ五十」(集会)と説明している。さらに「要項」によれば「七、取締役、監査役ノ数(イ)取締役八名。内盛岡銀行四名、岩手銀行一名、第九十銀行一名、水沢貯蓄銀行一名。常務取締役ハ前記各行ニ関係ナキ者一名ヲ頭取ニ於テ選任スルコト。(ロ)監査役三名。内盛岡銀行一名、岩手銀行一名、第九十銀行一名。備考 右員数配分ニ関シテモ株式配分ノ標準ト同様酌量ノ上決定セリ。

八、重役ノ人選(イロハ順)頭取葛西重雄<岩手>、取締役太田小二郎<盛岡>、矢幅壬造三次郎<盛岡>、小林佐平<三陸>、佐藤清右衛門<盛岡>、佐々木卯太郎<九十>、金田一国土<盛岡>、監査役中村省三<岩手>、山辺英太郎<九十>、柴田兵右衛門<盛岡>。備考 右人選ニ関シテハ各銀行並ニ各人ノ関係ト各人ノ職務ノ性質トヲ顧慮シ、今後銀行経営上、適当ナリト認メ之ヲ決定シタリ」(要項。< >内は県事務官による鉛筆書の補足)

遅くとも9月の段階で日銀の福島支店はこうした盛貯設立の動きを次のように本店宛報告している。「盛岡、岩手、第九十、水沢貯蓄、黒沢尻ノ五行共同シテ盛岡市ニ資本金百万円ノ…<盛岡貯蓄>銀行ヲ設立スルコトトナリ、大正九年十二月末現在各行普通貯金ノ三分ノ一ヲ持寄り新銀行ニ引継ギ頭取ニハ現岩手銀行頭取就任ノコトニ内定セリ(福支)」(月報T10.9p338)

要項に従って盛貯の創立事務を進めるため、「之れが衝に当る人物は当時各銀行に縁故薄き、最も公平なる新人を需むる事となつた」結果、小野崎篤造が

12)14)17) 『岩手県盛岡市当面之人物』昭和5年、岩手民友新聞社、p196,198

父・小野崎代議士の死で京大を中退し帰郷していたので、「小野崎君が最適人である」と云ふので同君を招聘して創立委員となし¹⁴⁾たという。

覽書締結後の10年8月下旬、旧岩銀山沢春次郎、九十岡山政吉、三陸銀行尾形龜寿、盛銀太田孝太郎が盛銀に集り、「貯蓄預金振替ノ件デ百円ニ付日歩一錢四厘トシテ貯蓄預金者ノ希望アリタルトキハ特別当座預金ニ振替フルコト¹⁵⁾」を打合せた。この一見奇異な四行行動は県当局の考えである「元来普通ニ考ヘルトキハ合同セル各銀行共、其ノ貯蓄預金全部ヲ貯蓄銀行ニ引継ベキハ至当」（知事発言。集会）とはかなりの懸隔がある同業者間の談合と見られる。

関係四銀行では盛貯への出資と貯金振替等をすすめるべく、旧「岩手銀行ハ去ル十八日臨時株主総会ヲ開催シ新貯銀法ニ由リ貯蓄業務ハ之ヲ廃止スル件ニツキ可決シタルガ、尚第九十銀行及盛岡銀行モ本月四日孰レモ臨時株主総会ヲ開催シテ貯蓄業務廃止ノ決議ヲナシ」（月報T10.10p369）、諸準備が完了した11月21日盛貯の創立総会が次の次第で開かれた。

「株式会社盛岡貯蓄銀行創立総会は…二十一日午後一時四十五分商品陳列所楼上に於いて開会、商法規定の株主出席し創立委員長葛西重雄氏議長席に着き…取締役及び監査役の選挙に移り左の如く当選就任せり…取締役葛西重雄、太田小二郎、矢幅三次郎、小林佐平、佐藤清右衛門、佐々木卯太郎、金田一国土、監査役中村省三、山辺英太郎、柴田兵右衛門。第五項の調査報告は…一倉貫一、吉田文助、梅津東四郎の三氏を代表して一倉氏之を試み異議なく承認、銀行創立を告げ…閉会」（T10.11.22日報）し、盛貯はこうして正式に設立された。これに伴って盛岡、岩手、第九十、水沢貯蓄、黒沢尻の五行は11年1月貯蓄兼営を廃止した。（月報T11.1p501）

創立時の常務小野崎篤造（昭和6年頭取昇任）について『日報』紙は「常務までを他方面よりの推薦者を以て当らしめ、而かもその常務は斯業に対する経

13) 小野崎篤造は元代議士の小野崎耕夫の長男。大沢温泉オーナー小原多助の義弟。M23.9.13生れ、婢貫郡宮野目村の農業、多額納税者、宮野目村会議員、花巻煉瓦株式会社常務、花巻温泉相談役。昭和9年2月26日「県民に迷惑を掛けたことを詫び、一切の公職を去る決意のもとに同く貯蓄銀>行取締役を辞任した」（殖産p377）

15) 11年1月28日県内務部宛盛銀回答、前掲「勸業課 銀行会社」文書、県

験に乏しい」(T10.10.7日報)との「某消息通の談話」を載せており、就任当初は必ずしも金田一の直系という位置付けではなかった。支配人級の幹部も順次任免した。また営業店舗は「創立当初は三島屋旅館の脇(今の撞球場)に小さい店舗を張って居たが…現在の場所に堂々たる建物を新築¹⁷⁾した。

Ⅲ 紛糾の原因

関係銀行の盛貯に対する支配意欲は根強く、「株式ノ募入レニ際シテモ之ヲ悃望スルモノ夥シク其取捨ニ苦シミタリシガ、要項指示ノ割当数ヲ墨守シ以テ厳正ニソノ分配ヲ行ヒタルモ猶且ツ種々ノ理由ヲ以テ一株ダモ多カラントヲ望ンデ已マズ。僅カニ公正ノ分配ヲ行フコトヲ得タリシナリ」(陳情)という有様であった。このように尖鋭化する各行の利害調整を図る見地から知事の裁定により、盛貯「頭取ニハ現岩手銀行頭取就任ノコトニ内定(福支)」(月報T10.9p338)したが、盛貯の最大株主である盛銀の頭取たる「金田一国土さんを頭取に、あの貯蓄銀行の責任者にしない¹⁸⁾」という、一見奇妙な人事配置は多数派を占める盛銀側にとっては「県と岩手銀行系のところとの密約¹⁹⁾」でもあったかと疑念を抱かせても不思議ではなからう。おそらく6月14日の集会で「後日ノ証トシテ…署名捺印」(招集)を求め、「確カニ間違ナキ様」(招集)と金田一に念を押ししたほど、慎重派の知事が過半数を握る盛銀側への唯一の牽制策として、同じ懸念を抱く旧岩銀側に頭取ポストを与えて両行のバランスをとったとも考えられる。しかし旧岩銀現頭取の葛西重雄を盛貯頭取とする知事裁定の人事案に金田一は大いに不満で、納得できなかったようである。金田一の機関新聞たる『日報』紙は「某消息通の談話」という形で「貯蓄銀行の成績如何は盛岡銀行の努力後援の如何に依りて如何様にもなるやう観測される。然るに

16) [支配人及川久次郎] T5.3慶大理財科卒，十二箇村の多額納税者，T14.10盛貯支配人として入行，S4.1盛貯取締役，S6.1常務，花巻温泉発起人相談役，(株)淡交会取締役。[副支配人吉田新九郎] 岩手県の郡書記，気仙郡長，T15郡役所廃止により退官，盛貯副支配人〔当面之人物〕S5，p200〕，S6.1支配人。[書記長佐藤勝身] S6.1副支配人，(株)淡交会監査役。

18)19)20) 吉岡誠談，岩手放送編『対談集岩手の昭和史Ⅱ』昭和59年，熊谷印刷出版部，p27～29

此関係を度外視して頭取に盛銀と関係なき葛西氏を推し（最も葛西氏は其資力名望、閱歴等の点に於いて前記の如き関係に於いても頭取として止むを得まいが）常務までを他方面よりの推薦者を以て当らしめ、而かもその常務は斯業に対する経験に乏しいとあっては…果して何ういふ結果を見るであらうか…独り本県では別に銀行を起し、最も貯蓄預金多く、最も利害関係重大な銀行が経営の任に当らぬといふことは駆て此の貯蓄銀行事業の前途をトことになりはしまいか…」（T10.10.7日報）と露骨に盛銀側の知事裁定への不満を代弁している。恐らく「某消息通」＝金田一が「最も利害関係重大な銀行」＝盛銀が頭取を出すべきと日報幹部に怒りをぶつけた内容をそのまま（「葛西氏は…止むを得まい」は主筆あたりが他に配慮して加筆か）載せたものであろう。

この間の真相に迫る証言として、盛銀貸費生として盛岡商業へ通学した後、盛銀から派遣されて更に福島高商（五回生）を卒業した吉岡誠の次のような回顧談がある。「あの人＜金田一＞自身が非常に権謀術策の人だったというので、おかしく思われてますけれども、彼が例えば、盛岡貯蓄銀行から普通預金を引き出して、特別当座預金という名称で、盛岡貯蓄銀行へ引き渡すのを拒否したなんていうことは、あれは実際、県と岩手銀行系のところとの密約のようなものがあって、金田一²⁰⁾国士さんを頭取に、あの貯蓄銀行の責任者にしないために、わざとポイしたということがあるんですな。だから結局、やったこと全部そういう“いわく”が付いておったんですな」

もし吉岡の見方通りだと仮定すると、以下に見るように盛銀が盛貯へ預金を「引き渡すのを拒否した」のは県・旧岩銀間の「密約」を打破して「金田一…を頭取に」するための「権謀術策」として、故意に関係者へ揺さぶりをかけた確信犯であったことになる。盛銀以外の九十、岩手、三陸各行の言い分によれば「新行ニ対スル貯金引継ニ就テモ苟モ責任額ヲ全フセンコトヲ希ヒ、貯金者ニ対シテハ新銀行法ノ精神ヲ釈明シ、謬ルモノナカランコトヲ期シ」（陳情）、例えば九十は「覚書ニ依リ弊行ハ其責任額タル八万六千円ヲ超過セル額ニテ引²¹⁾継」いだとされる。これに対して一人盛銀のみは覚書の半額にも足りない、僅

21) 10年12月26日知事宛九十銀行佐々木頭取願書、前掲文書、県

か28万円余しか引継がず、覚書金額との不足金額を38万円余も発生させたのであった。この盛銀の行為は「合同の趣旨に依り弊行等一般株主に宣言したる条件に相反するのみならず、貯蓄銀行の株式割当その他総べての基礎条件²²⁾に戻る」もので、「徳義を無視し契約を蹂躪し」(T11.2.23 岩毎)た「誠に遺憾」な出来事で、三行にとって知事「閣下公正ノ裁定ヲ無視シ合同各行ヲ背クノ大罪惡」(陳情)との強い反発を生じさせた。

そこでまず盛銀に対し盛貯より「其違約ヲ攻メ責任額ニ達スル貯金ノ引継ヲ求メタル旨ナレドモ、今ニ何等答フルトコロナシ」(陳情)と、子銀行からの親銀行への抗議などは何の効力もなく、完全に無視された。そこで三行選出の盛貯重役が重役会の都度、責任額の引継方を強く迫ったり、「関係者相会同シテ同行頭取ニ訊スル」(陳情)などの抗議を続けたが、金田一は「已ニ大蔵省当局ノ了解ヲ得タリト称シテ敢テ違約トセザルモノノ如ク」(陳情)振舞い、「覚書には三分の一を引き継ぐべしと約束せしも、其の後預金者は貯蓄銀行よりは我が盛岡銀行を信用し当座預金に振り替へたる結果、現在に於て貯金は前記金額に減少せしゆえ如何とも致し方なし」(T11.2.16 岩毎)と無責任な回答に終止した。そののみか盛貯の過半数の議決権を背景に金田一は強圧的な態度で「諸君は如何に議論さるも我が盛岡銀行派は株式に於て絶対過半数を占め、重役も四名の多数を占め居れりと空嘯きテンテ取り合はざる」(T11.2.16 岩毎)状態で、三行の抗議も全く無視され続けたのであった。この間、「盛岡銀行ノミハ申合ノ通り履行セズ」(知事発言。集会)との情報に接した知事は11月30日には金田一に不履行の理由を尋問したところ、金田一は「引継当時非常ニ減少シアリアルヲ以テ致方ナク不足額ハ盛銀ヨリ同行ニ当座預金ヲ為シ、既ニ円満ニ纏マリタル」(知事発言。集会)と虚偽答弁で知事を一時的に安心させた。しかし実際には盛銀の方から進んで当座預金を貯銀に置いたのではなく、「<金田一>氏と最も親交ある」(T11.2.20 岩毎)と言われる山辺自身の発言の通り「私ノ方デハ金田一君ニ親敷相談」(山辺発言。集会)した末にようやく引き出した妥協案で、しかも金田一の発言内容は「半年後ニ至リテ見テ

22) 10年12月26日知事宛旧岩銀葛西頭取事情具申, 前掲文書, 県

爾後預金シ置クカ否カハ其ノ時ノ様子ニ依リテ考慮スベシ」(山辺発言。集会)という曖昧な短期協力預金であったようである。『岩毎』紙によれば「山辺英太郎氏は懇々く金田一²³⁾氏の不心得を説諭した所が、氏も到頭然らば残額三十八万余円は六ヶ月間盛岡銀行から貯蓄銀行に預金すべしと言ったに、山辺氏は三十八万余円の預入れはよけれども、斯く短期間では貯蓄にても安心して融通も出来ず、又期限後一時に引出されては却って種々なる影響を受くる憂ひがあるから、セメテ盛岡銀行及其の支店で貯蓄の代理として取扱った預金額三十八万円に達するまでは預け入れてくれと情理を尽して説いたけれども、金田一氏が例の態度で勿付けたので、如何とも策施しやうは無く、終に三銀行頭取より夫の陳情書を提出」(T11.2.20 岩毎)し知事に懇願するほかなかつたのであった。1月30日付「陳情書」は冒頭でまず陳情に至る経過が述べられた後、本論では「県下財界ノ中心ニ大混乱ヲ来シ延テ県下事業界ノ各方面ニ累ヲ及ボスベキハ陋乎トシテ瞭ナリ。閣下ノ高慮ニ戻リ恬然頗ルナキ暴者ヲ生等同業者間ニ出シタルノ責任ヲ痛感シ其非ヲ悔ヘントシタルモ終ニ及バザリシハ誠ニ遺憾ニ耐エズ。而シテ今更ニ閣下ニ嘆願スルハ厚顔恥無キニ似タリト雖、生等相互ニ於テハ業ニ既ニ交渉ノ尽スベキヲ尽シ、而シテ微力如何トモナシ難シ」(陳情)として、金田一を「如何トモナシ難」きほどの「恬然頗ルナキ暴者」と決め付けている。

この陳情書提出を察知した県では、提出直前の1月27日「覚書ノ示シタル額…ニ達セザルコト遠キハ如何ナル理由ナリヤ」²⁴⁾として盛銀に事実関係を照会し

23) 「貯蓄銀行法ニ伴ヒ県下貯蓄兼営銀行ガ大蔵省ノ方針ヲ尊重シ県当局ノ公正ナル創立案ニ拠リ合同シテ盛岡貯蓄銀行ヲ創立シ各銀行ガ協定ニ基キ預金ノ引継ヲナスニ当リ、図ラサリキ単ニ盛岡銀行ガ所定ノ引継ヲナサズ為メニ紛議ヲ生ジ、今ヤ殆ド收拾スベカラザルニ至レリ。思フニ該創立案ハ引継預金ヲ基礎要素トシテ作成セシメタルモノニシテ株式、役員ノ数モ亦之レニ比例シテ定メラレタルモノナリ。サレバ此預金ノ引継ハ尤モ重大ナル要素ナルハ論ヲ俟タズ。然ルニ不幸ニシテ一行ガ此要素ヲ無視シ契約ヲ履行セザルモ同行ガ株式ノ過半数ト役員ノ多数ヲ擁スル故ニ之レヲ救済スルノ途ナシ。然シナガラスノ如キハ政府ガ貯蓄銀行ノ信用ト経営上ノ不安ヲ来ス虞アルノミナラス本県経済界ニ於ケル波瀾ヲ益々拡大シ或ル混乱状態ニ陥ラザルヲ保セズ。延テ一般世道人心ニ悪影響ヲ及サンコトヲ恐ル。仰ギ希マバ閣下、生等ノ微衷ヲ酌度セラレ本県財界ノ安定及発展ヲ期センガ為メ相当高裁ヲ賜ハランコトヲ左ニ詳細ニ経過ヲ具シ陳情ス」(陳情)

24) 25) 26) 31) 11年1月28日付県内務部宛盛銀回答, 前掲文書, 県

た。盛銀は「貯蓄預金ノ減少ハ預金者ノ意志ニ依リ、不巳得茲ニ及可タルモノナリトス」と弁明しつつ、その原因として「預金者ハ…預金又ハ払出等ノ為メノ来行シタル際、係ノモノヨリ日歩計算ノ方有利ナルコトヲ説明シ、且ツ別紙ノ如キ宣伝ヲ為シタル為メ、預金者ハ特別当座ノ最モ有利ナル預金ナルコトヲ感ジタルニ依ル²⁵⁾」と回答している。「別紙ノ如キ宣伝」とは添付された宣伝書によれば「平素は御引立を蒙って居ります皆様に対して誠にお気の毒の次第で御座います。で、どうかして皆様の御利益になるやうにと存じまして十円以上御預けになって居らるる分は特別当座預金と云ふ預金に致して日歩の計算で一銭四厘として差上げる事に致しました。さう致しますれば、年五分一厘一毛に当りまして、貯蓄預金の五分〇四毛よりは大分の利益であります。且つ貯蓄預金の年利に致しますと、その利子の計算は前半月御預けの分に対しては後半月から、後半月御預けの分に対しては翌月からと云ふ事に相成りますから、特別当座預金として御取扱ひする日歩一銭四厘の方は何れにつけ御利益な次第で御座います²⁶⁾」とあり、「貯蓄預金…よりは大分の利益」として盛銀の特別当座預金へ明確に誘導している。この自行預金への誘導について県内務部は「宣伝書ハ単ニ利息計算ノミヲ主トシテ当座振替ニ努メ、貯蓄銀行法ノ趣旨並ニ貯蓄預金ノ確實ナル所以ヲ説クコト毫モナカリシハ先ニ提出ノ覚書ノ額ヲ引継グノ意ヲ用イタル形跡ナキガ如シ²⁷⁾」と盛銀の非協力的態度への不快感を表している。

そこで県は2月1日更に盛銀宛に②「引継不足額三十八万余円ガ年数経過セバ六十七万円ニナルニ付詳細説明ヲ要ス」③「普通預金トシテ一口ニ三十八万余円ヲ有シ居リ、之ヲ引出サルトキハ非常ノ苦痛ニアラズヤ。之レニ対シ何カノ条件ナキヤ²⁸⁾」と再度詳細説明を要求したが、盛銀の回答は②「近キ将来ニ於テ自然七十万円ニ達スル事ト確信ス」③「何等ノ条件ナシ²⁹⁾」と木で鼻を括ったような極めて素っ気ない回答で、「一層努力シ、引継額ニ達スル様奮励致スベキ覚悟³⁰⁾」との単なる決意表明にとどまっていた。

こうした盛銀側の発想の根底には「当銀行ハ御承知ノ如ク盛岡貯蓄銀行ノ大

27)28) 11年2月1日付盛銀宛県内務部照会、前掲文書、県

29)30) 11年2月2日付県内務部宛盛銀回答、前掲文書、県

株主トシテ三千三百余株ヲ所有セリ。同行ノ盛衰ハ当銀行ノ利害ニ最モ密接ノ
 関係ヲ有スルコトハ勿論、当銀行ノ頭取及取締役、監査役五名ハ同行ノ重役ナ
 リ。此等ノ事情ヨリ当銀行ニ於テハ盛岡貯蓄銀行ノ隆盛ヲ熱望スルハ言フ俟タ
 ス³¹⁾として、所詮は盛銀と運命共同体にある子会社たる盛貯を生かすも殺すも
 当方の勝手なりとの傲慢不遜な態度が見てとれるようである。

IV 知事の招集した集会での四銀行の主張

こうした盛銀の態度に飽きたらない知事は11年2月8日午後3時高等官応接
 室に盛銀金田一頭取、九十銀行佐々木頭取、同山辺常務、旧岩銀中村常務、三
 陸銀行大坂常務を招集した。会議の冒頭知事は「三銀行頭取ヨリ陳情書ノ提出
 アリ。円満ニ纏リアルモノト認メラレザルヨリ、茲ニ各行代表者ノ出席ヲ煩ハ
 シタル次第ナリ」（集会）と会議の趣旨を述べた。旧岩銀の中村は「私ノ方ハ
 株主ノ申出モアリ、此ノ事件ハ独り貯銀ノ問題ノミニアラズ、乃チ最初合同申
 合条件ノ不履行ハ延テ各合同銀行ノ幅タル持株ハ重役選出数等ニ関スルモノニ
 シテ此俟等閑視ニ附スルニ於テハ我ガ岩手銀行ノ如キハ我々重役ノ不信任ト迄
 攻撃サルルニ至ルベキ形勢ナリ」（集会）と株主からの突上げも強調した。

九十の山辺のトーンは「今回ノ事ハ最初ノ契約不履行ニ就キテ陳情セシモノ
 ニシテ、是レハ延テ盛岡貯蓄銀行ノ将来ニ関スル重大事ナリト信ズ」「盛岡銀
 行ガ責任額ヲ満タス迄ニ努力シ得ザリシヲ懺ム」（集会）と中村よりはやや低
 く、しかも討論の場で佐々木同行頭取が一言も発言しないのを奇異に感じた内
 務部長はわざわざ「佐々木君ハ陳情書ノ一人トシテ、及ビ当時居ラレタル者ト
 シテ如何」（集会）と特に発言を求めた。しかし「佐々木（無言）」（集会）と
 一言も発しなかつたので、無言の態度に疑問を感じたのか知事も「如此事ニテ
 ハ将来共三行一致シ来ルトモ真面目ニテ聞カレズ」（集会）と三行の足並みの
 乱れを嘆いている。佐々木頭取は九十の筆頭株主ではあったが、非重役の金田
 一父子の持株に肉薄³²⁾され、金田一勝定は九十監査役を辞任後も、「引続き此銀

32) 大正5年時点で佐々木の2254株と、2位金田一勝定996株、3位金田一国土802株の合計
 1798株の差は僅か456株（『帝國銀行会社要録』大正5年、p1）であり、九十銀行破綻直前
 の昭和6年末の1、2位は佐々木7053株、金田一同族4048株（第九十銀行『第六十九期ノ

行の発展に関しては常に後援者として」(T10.1.7日報) 隠然たる勢力を保持し、金田一国土も大正2年2月以降九十の相談役として遇されていた。

しかし佐々木は元来が寡言の性格で、その無言には深い意味はなかった可能性もあろうが、自行大株主の金田一への配慮からと誤解されかねない終始無言の佐々木と対照的に三行中で最も激しく攻撃したのは金田一と明白に敵対関係にあった旧岩銀の中村省三³³⁾であった。金田一の「責任額ニ達セザリシハ先見ノ明ナカリシ事ニシテ遺憾トスル所ナルモ、預金者ノ意志ナレバ是非モナシ」(集会)との発言に中村は「当時ノ話ト今ノ話ト違ウ。金田一君ハ大蔵省ニ於テハ貯蓄預金ノ増減ハ是非ナシトノ事ナル旨話サレタ様記憶セリ。如何」(集会)と食言をなじり、金田一も負けずに「増減ハ是非ナシトノ大蔵省ノ意志ナラント云ヒタル筈ナリ」(集会)と応酬した。

中立的立場の三陸銀行の大坂は金田一、中村間の舌戦を遮るように、「要スルニ私共ハ引継条件ノ契約ヲ銀行ノ内外ニ声明シテナシタルヲ以テ、貯銀ノ後ノ事ハ兎も角モ茲ニ条件履行ヲ盛銀ニ要求シ納レラレザレバ株ノ割当等ノ変更策ヲ執ルベシトノ意ヲ以テ閣下ノ裁断ヲ仰ガムトス」(集会)と懇願した。

これに対して予想外の陳情書提出に慌てた盛銀の金田一は「知事ハ如此諸君

、業務報告書」p31)佐々木家は同家発行『永卯ものがたり』平成4年参照。

33) 佐々木卯太郎は大正9年11月25日死亡した先代佐々木卯太郎の長男で、九十銀行頭取に就任して間がなく、「其為人温厚寡言にして、多く人と接するを好まず」(『実業之世界』東北発展号, M44.11, p368)という性格で、かつて取材した『実業之世界』誌も「記者に接するも多く語らず、已むなく他に就いて聞きし」(同上)と匙を投げたほどであった。

34) 中村省三(後に治兵衛を襲名)は第一銀行を2年で辞任し、帰郷した直後の明治44年同じ『実業之世界』記者に対して、「帰ったばかりで何事も解からぬが、東京から帰って見て直に感ずる事は刺激の薄い事である。田舎だから致方もないが、自ら求めても尚ほ他の刺激を受くるやうに努める事は何よりの急務ではあるまいかと思ふ。由来当地方から学者や政治家は相当に善い人が出て居るが、実業家は一人として見るべきものはない。一人でも二人でも気の利いた実業家が出て呉れるば、自づと地方の実業は進歩の緒に就くだらふと思ふ。云々」(『実業之世界』東北発展号, M44.11, p367)と、極めて能弁で諸先輩をバツサリ切り捨てるほどの自信家であった。盛岡有数の老舗「糸治」を経営する実父に呪まれるほど度を越した「東京で贅沢な大学生活を経て…垢抜けした」「貴族的趣味と大家の旦那然たる態度」(S6.6.10日報)の典型的な「お坊ちゃん」タイプの中村と、「若くてイキナリ実務に這入って唯々奮闘努力をして来た」ため当初は「生硬な所があり、又消費方面の智識や座談なども幼稚を免がれなかった」(S6.6.10日報)「叩き上げ」「刻苦勉勵」型の金田一とは全く氣質を異にし、お互いに相容れなかったものと思われる。旧岩銀の創立以来の根深い反金田一、反盛銀体質については前稿参照。

ノ心配ヲ掛ケテ申訳ナシ…責任額ノ不足ハ補充為セバ損益計算上ニ変リナシ」
 「陳情書ハ初メテ伺ヒ彼ノ事ハ如此大問題トナリ居レリトハ思ハザリキ。今迄
 小問題ト思ヒ居タリ」（集会）と日頃に似合わぬ低姿勢で盛んに弁解し「各
 位ノ心配ヲ掛ケタルモノナレバ盛岡銀行ハ大株主デアリ且ツ取締役モ四名外ニ
 監査役モ選出シアリ、同行トハ至大ノ関係ヲ有スルヲ以テ一ケ年以内ニ夫々勸
 誘シテ小口預金ヲ貯蓄預金ニ回ス様ニ致ス」（集会）と声明した。しかし知事
 は追討ちをかけるように「余ハ申合契約ノ際各捺印ヲ望ミタルニ盛銀ハ大銀行
 ナレバ疑ナシトノ話ナリシ如ク記憶ス」「元来普通ニ考ヘルトキハ合同セル各
 銀行共、其ノ貯蓄預金全部ヲ貯蓄銀行ニ引継ベキハ至当ナルベク、然ラザルモ
 ノハ細工シタカト疑フモ無理ナラザルベシ」（集会）と大銀行・盛銀の背信行
 為を鋭く批判したが、内務部長も同様に盛銀の「履行セズ彼是云フガ如キ」態
 度に不信感を募らせていたようで、金田一³⁵⁾に対して厳しく追及した。剛腹で知
 られた金田一が知事、内務部長の切れ目ない叱責の言に唯々弱々しく「御尤モ
 ナリ」を繰り返すほかなかったのは、今回の件は金田一にとっても弁解の出来
 ない不始末であったことを示している。また中村、山辺もそれまでの銀行間の
 話合いの場では強圧的態度に終始したのに、知事の前ですっかり豹変した金田
 一の変節を次のように非難した。中村「金田一君ハ半年以上預金スルコト能ハ
 ズト言明シアリ乍ラ、茲ニ又変スルハ如何」山辺「大株主云々ト圧迫シテ居ナ
 ガラ、如此変シテハ今後共同様ト思フニ依リ将来共不安ニ堪ヘズ」（集会）

- 35) 「金田一『其ノ点ニ付キテハ洵ニ遺憾トスル所ナルモ、預金者ノ意志ナレバ致方モナキ
 ヲ以テ、先ニ言明セル如ク、一ケ年以内ニ…責任額ヲ充タス様極力努力セントス』
 内務部長『努力セズシテ契約ヲ履行セザルトキハ道德的ニ其ノ責任ヲ要求ス、如何』
 金田一『御尤モナリ』
 内務部長 合同三銀行代表ヲ指シ『其ノ辺ハ如何』
 中村『最初ノ覚書通り履行ヲ要求ス。出来ザレバ夫レニ相当スル代償手段ヲ望ム』
 知事『代償手段トハ如何。之レヲ具体的ニ述ベラレタシ』
 中村『代償手段トハ定款及株式其ノ他ノ割当ヲ変更シタシト云フ意ナリ』
 知事『合同三銀行ノ陳情書ニ依レバ最初ノ契約履行ノ要求ニアリ。金田一君如何トナス』
 内務部長『金田一君ノ御参考迄ニ申スガ、前ノ約束ヲ十分履行シテ貯銀ノ如何ニ関シ謂
 フナレバ宜シキモ、履行セズ彼是云フガ如キハ之ヲ避ケテハ如何ン。又初メノ条件ヲ完フ
 シ得ザリシコトノ責任ヲ感ズルナラバ寧ロ此ノ際根本的ニ立テ直シニ付研究シテココノ
 貯銀ニ付忠実ナリト思フ』
 金田一『御尤モナリ。根本ヨリ立テ直シト云フモ御尤モナリ』」（集会）

この「半年以上預金スルコト能ハズ」「大株主云々ト压迫」した金田一の言動は岩毎紙の「山辺氏は…斯く短期間では…憂ひがあるからと情理を尽して説いたけれども、金田一氏が例の態度で匆付けた」(T11.2.20 岩毎)「諸君は如何に議論さるるも我が盛岡銀行派は株式に於て絶対過半数を占め、重役も四名の多数を占め居れりと空嘯きテンデ取り合はざる」(T11.2.16 岩毎)との金田一非難報道の内容と完全に符合する。(このことは岩毎紙の情報源が当然ながら岩毎社主の中村自身と山辺あたりであったこととの裏腹の関係であろう)

敗色濃厚となった金田一は「三銀行一致ノ御希望ナレバ今更致方ナシ。依テ盛岡銀行ノ重役相談ノ上、御返事致シ度。陳情書ノ如ク厚顔無恥ト云ハルルモ、今即答出来ザルヲ以テ、茲五六日間ノ御猶予ヲ願度、立テ直シハ重大ナル事件ニ付尚ホ九十頭取及、三陸頭取ニモ親敷面会ヲ求メ御意志ヲ充分確カメタル上ニ致度」(集会)と、ようやく5、6日の猶予を乞うのがやっとであった。2月8日の第一回集会から6日後の2月14日午前11時、知事が四行代表者を知事室に招集し第二回会合をもった。三行一同は「今回ノ問題ニ付関係銀行ニ於テ円満解決ヲ図ラムトシ昨日一同協議ヲ為セシモ纏マラズ、結局盛岡銀行ノ同意ヲモ得テ陳情書ノ要旨ニ拠リ根本的立テ直シヲ為シ、最初各自ノ責任ヲ明カニシ、又貯蓄銀行将来ノ立行ク様、此際一同ハ無条件ニテ県ニ仲裁ヲ御依頼スルコトナレリ。宜シク御仲裁アラムコトヲ望ム」(会合)と前回同様に知事の仲裁を求め、もはや観念したのか金田一も「盛岡銀行ニ於テモ致シ方ナキヲ以テ御仲裁ヲ仰グコトニ同意シタリ。但シ御裁定ノ結果ニ於テ前回ニハ重役ノ氏名迄モ御指定アリシガ、若シ重役ニ異動ヲ生ズル如キ際ハ数ノミヲ御示シアリテ、指名丈ハナサレザルコトヲ希望ス」(会合)と、重役指名権の留保を除いてあっさり仲裁に同意し、「流石の金田一氏も此の際知事に無条件にて一任する事」(T11.2.18 岩毎)を余儀なくされた。

V 知事による仲裁

知事による具体的な仲裁案として盛岡、岩手、第九十、三陸銀行頭取宛次のような「盛岡貯蓄銀行設立要項中一部変更案」(親展)が提示された。

「本月八日及十四日盛岡貯蓄銀行創立四銀行代表者御会同御協議ノ結果，其ノ設立ノ当時ノ要項中一部ヲ変更スルノ件ニ付，具体案ヲ長官ニ御一任相成候処，左記ノ通変更スルヲ至当ト認め候間，右御了知相成度。尚ホ今回各関係銀行ヨリ振替タル貯蓄預金額ハ将来少クモ現在ヲ下ラザルハ勿論，代理店タル各行ハ益其増加ヲ図リ，以テ同行ノ経営上ニ不安ナカラシメ，当初ノ目的達成ニ誠意御取尽相成度，右御通知旁々申進候也。 記

一、各創立銀行ノ引受株式ヲ左ノ通変更スルコト

盛岡銀行八一六五株（減二四〇七株），岩手銀行四三五九株（増七九一株），第九十銀行四一九五株（増一二三〇株），三陸銀行二九三二株（増二八六株），黒沢尻銀行二四九株（異動ナシ），計一九九〇〇株。外に常務取締役株一〇〇株ハ異動ナシ³⁶⁾」

かくして当該事件は以下のような盛銀系二重役の首切りという結末を迎えた。「終に知事の裁断となり，契約義務不履行の制裁として盛岡銀行へ貯蓄銀行株の吐き出しと重役減員とを命令せしかば，流石剛腹の金田一頭取も之には抗し難く，早速持株の吐き出しと重役二名辞任を履行せざるべからざる破目となりたり。さるにても盛銀は斯の如き醜態を演じ，同行の名声を尠からず汚せしは元来金田一頭取の失態なれば同氏自ら責を引いて盛銀の頭取を辞せざるまでも，貯銀の方は当然辞するならんと世人は何れも想像しつつありしに，氏は例により酒蛙々々たる態度で盛銀より選出せし佐藤清右衛門，矢幅三次郎の二取締を勧誘して辞表を貯銀に提出せしめたりと言へば，結局減員問題は之にて解決を告げたりと云ふべし。自己の責任を顧みず，佐藤矢幅の二氏を犠牲に供したる金田一氏のツウツウシサは毎度ながら驚くべし」(T11.2.23 岩毎)

金田一の親族である矢幅三次郎の場合は金田一の出身地である青森県三戸郡三戸町の醸造家として五十年余の歴史を有し，矢幅合名会社代表社員のほか，盛銀や馬淵川電気等の役員に就任しているものの，金田一国土個人の財産保全会社である金田一同族株式会社の監査役を兼務するなど，盛貯においても独立した資本家というよりむしろ金田一への名義貸³⁷⁾しであったと思われ，金田一が

36) 大正11年2月15日起案稟議書，前掲文書，県

「辞表を貯銀に提出せしめ」るのも容易であったと見られる。しかし盛銀監査役の佐藤清右衛門は岩手郡本宮村の豪農で「小作人を慈しみ農事改良をなす」(S2.2.7日報)篤農家として知られ、「県下一の大地主といわれた徳清」(覚書上p20)の一門という堂々たる独立資本家であって矢幅のようなダミーではない。人柄が良く頼み易かったにもせよ、かように金田一が同系会社重役人事を意のままに操れる実権者であったことを、この役員更迭劇は計らずも示している。またその反面、知事に対し最後まで重役指名権の留保に拘泥したことから、この権能の保持こそが岩手財界での金田一の指導力・牽引力の有力な源泉であったことも暗示するようである。

むすびにかえて

当該事件はどう公平に見ても、金田一の貯銀頭取の座への飽くなき野望実現のための稚拙な「権謀術策」が裏目に出て、金田一が知事・同業者の面前で赤恥を晒しただけで結局虻蜂取らずに終わった茶番劇にすぎず、旧岩銀の機関新聞・岩毎紙の言う通り、「県当局には盛銀もなければ岩銀もない。唯正義と道理とに依って処断するのみである。今回の事たる全く盛銀の不義不徳である事は県当局の裁断は明らかに之を証して居る」(T11.2.20 岩毎)と判断するはかない。このように盛貯のすべりだしでこそ、不覚のつまずきを露呈した金田一ではあったが、盛貯頭取(旧岩銀現頭取)の「葛西氏が東京と当地とその住居を半にする関係上、当<貯蓄銀>行の頭取代理として常務と共にその経営に当って来た」(T14.8.15日報)実績も買われたのか、大正14年8月葛西重雄が死亡するや、8月10日午前盛貯の緊急重役会議で満場一致頭取に推された³⁸⁾盛貯の新頭取に就任した金田一は「今回当銀行の最も功労者である故葛西前頭取の後を承けて行務の発展を計ることになったのは自分として誠に光栄であり、

37) 矢幅が2,014株の筆頭株主となっている青森貯蓄銀行株式会社も隣県進出をねらっていた金田一が役員選出資格のある青森県在住の親族名義としたものと思われる。

38) 「葛西頭取の後任に関する貯蓄銀行緊急重役会議は今日午前八時から同行重役室に開会、満場一致金田一国土氏を後任頭取に推薦し、取締役として中村省三氏、同取締役補欠葛西万司氏、監査役として菊池慶次郎氏が就任」(T14.8.11日報)

且責任の重大さを痛感する…営業方針等に就いては将来に於て従来となん等変わったところがあるべき筈がない…尚ほ当銀行は貯蓄銀行として現在に於て東北第二位の預金額三百八十万円を有してゐる。この口数は十一万口だが、近く定期積み金の払ひ込み等によって東北一位となることであらう」(T14.8.15日報)と抱負を語った。東北一を目指すとの金田一の豪語にもかかわらず、その後の盛貯の結末は殖銀『二十五年史』によれば「設立当初は盛岡・岩手・第九十銀行の三行が協力し、勢力もほぼ均衡していたので順調な発展をみたのであるが、いくばくもなくして金田一財閥に実権をうばわれ盛銀系の掌握するところとなった。したがって資金の預け先も大部分盛岡銀行となり、担保に徴した有価証券も盛岡銀行株式、および同系統である盛岡電灯株式であったため、盛岡銀行の浮沈が同行の生命を制約するようになってきた。たまたま昭和六年十一月末、県下金融恐慌により、盛岡銀行が休業したため甚大な被害をうけ、盛岡・岩手・第九十の三行とともに支払制限をおこないかろうじて命脈を保っていたが、その資産内容は到底再起の見込みもないまでに悪化した」(殖銀p373)のであった。

金融恐慌後、金田一の一審での論告求刑では「金田一は…県下の各種会社の取締役又は社長として実権を掌握してゐた結果、県下財界に君臨せん目的の下に盛岡銀行より各種会社に対し漸次放漫なる資金の融通をなし来った…金田一は前述の目的の為に岩手銀行を背景とする中村財閥と絶えず激甚なる競争を続け」(S9.10.19 日報)たとされる。昭和七年ごろ大蔵省銀行局に在籍していた安彦 要(後に現・岩手銀行副頭取に就任)も「思い出の記」(殖産p2)で、岩手県金融界で唯一独立自営の旗を掲げた「第九十銀行はなぜこのように頑張ったのか」に関して、「政治的にも経済的にも一つの王国的存在であった金田一・中村の両巨頭の主宰する両銀行…金田一对中村両財閥を背景とした盛岡・岩手の二銀行がしのぎをけずって猛烈な競争を展開していたのであるが、その間に挟まれて第九十銀行は第三勢力として常に下風に立たされ、いわば両勢力から蔑視されていた。その結果国庫金や県金庫の取り扱いはもちろん、支店・出張所の設置問題にしても、政治的に強力なバックのある他の二銀行とは比較に

ならない不利な立場に置かれていた」(殖産p4~5)として、「盛銀や岩銀に対する憤懣やるかたない敵愾心」こそが新銀行参加拒絶の「無理もない理由」であろうと推測している。このような九十が盛銀や旧岩銀との共同出資の新銀行(岩手殖産銀行)への度重なる参加命令をかたくなに拒絶し続けた心境の原点には本稿で取り上げた盛貯創立時に見られた銀行間の紛糾、とりわけ「恬然頗ルナキ暴者」金田一への抜き難い不信感・警戒心が底流として潜在していたものと考えられる。こうした競合する岩手県内諸行間の過剰な敵対心と根深い相互不信こそが、県下諸銀行を総崩れに追い込んだ金融恐慌勃発の有力な伏線³⁹⁾の一つを構成していたと考えられる。(本稿は科学研究費補助金「近世・近代商家文書に関する総合的研究」(基盤研究(B)(2)課題番号12410089代表者宇佐美英機)の研究成果の一部である。)

39) 菊池美尚(九十銀行、盛銀各取締役)の子・瀬川政雄は父からよく聞かされた「銀行騒動の発端」の逸話として「宿命のこの一言から遂に…国士氏と岩銀との対立が始まり…三銀行総倒れ」(S31.2.2日報 山田勲氏ご教示)となった、岩銀創立者小野慶蔵と国士との九十銀行重役会での劇的な出会いを紹介している。「当日勝定翁が事故のため欠席し代理として金田一家に婿入りしたばかりの若い国士氏が初めて顔を出したが、商家育ちの同氏は和服の着流しに角帯姿という何気ないものだった。重役会に入ってきた初対面の国士氏を見るや、小野さん例の激しい口調で『こんな席に袴もつけずにくるとは何事だ』と極めつけたが、満座の中で放たれたこの叱責の一言にさすがの国士氏もムッときた」

国士が勝定の娘リウと結婚したのは明治37年、小野が33年九十の筆頭株主となり実権を握ろうとして勝定らに阻止され、勝定が提出の増資案に「独故小野慶蔵氏のみ強硬に不賛成を称へ」(T10.1.7日報)るなど、勝定と激突していた時期に当る。三戸出身の若い国士が盛岡支配層の慣習に暗かったことは事実だとしても略装は単なる口実で、日頃からの勝定への怒りがたまたま婿養子に炸裂したのであろう。小野が「古い近江財閥と新興の糸治(糸屋治兵衛)とを結合」(森嘉兵衛『岩手をつくる人々近代篇下巻』昭和49年、法政大学出版局p88)して別に設けた岩銀が反金田一の砦となるのは宿命であった。糸治の取引先には日野屋市兵衛、近江屋覚兵衛、丁吟、井筒屋政八、近助、井弥ら近江商人多数が登場(「旧中村家住宅関係資料目録」盛岡市中央公民館)し、中村と江州閥が結合する基盤があった。その象徴が両家の婚姻(省三と小野三女ハナ子)であり、省三が小野の「反金田一系の総元締」の地位を継承した。中村は昭和32年11月2日75才で逝去したが、晩年に聴取された山田勲氏によれば盛んに金田一を批判した由であり、二人の確執は両行破綻後も氷解せず死ぬまで続いていたことになる。